

福山市立神村小学校防災マニュアル（自然災害）

I 改定にあたって

平成23年3月11日の東日本大震災で、甚大な被害を受けた。昭和21年発生 of 四国沖を震源とする南海地震は、福山市では被害は少なかった。しかし、現在想定される南海地震の規模はM8.4と太平洋プレート地震予想地帯のどこよりも高い数値である。地震に伴う津波は、福山湾で3m以上と想定されている。東日本大震災では、想定した規模をはるかに上回る津波となった。

平成24年3月現在の想定

南海大地震M8.4 福山へ到達する津波の高さ3m 到着まで3時間

神村学区においては、以下2点の風水害の被害が予想される。

1点目、校区を流れる羽原川の氾濫、ため池等の決壊である。今まで1度も氾濫したことはないようだが、平成24年7月の梅雨前線の北上では、宮前地区の道路が冠水し、児童の登校を妨げた。

2点目は、校区内に急傾斜地が多く、がけ崩れの被害が懸念される。5区の山沿いでは、平成28年の大雨でがけ崩れが発生した。

様々な災害を想定し、学区内の避難場所として、以下の6か所が指定されている。

神村小学校 大成館中学校 松永高校

神村公民館 神村コミュニティセンター 神村コミュニティ館

本マニュアルは、南海地震をはじめ災害発生時の被害を最小限に抑え、児童の安全を確保するために策定するものである。今後、地域自治会との連携を進め、防災訓練や研修等を通して改善を進め、「減災」に努める起点とする。

II 事前の危機管理 『備える』

1 体制の整備

- ・学校防災の充実を図るため、校長を委員長とする防災委員会を設置する。
- ・委員は、教頭（防災管理者）、教務主任、研究主任、生徒指導主事、保健主事とする。
- ・委員会の開催は定例会と臨時会とし、計画的に開催する。
- ・警報等が発令された場合の警戒本部、災害が発生した場合の災害対策本部として、防災委員会は機能する。
- ・防災委員会は次の事項等について審議する。
 - 学校防災についての研究・調査に関すること
 - 学校防災マニュアルの立案に関すること
 - 校舎内外の施設・設備等の安全管理に関すること
 - 避難訓練等の充実に関すること
 - 教職員の研修等に関すること
 - 関係機関等との連携に関すること
 - 学校施設が避難所となった場合の協力体制に関すること
 - その他、学校防災の推進・運営に関すること

神村小学校 災害対策本部

名称	担当	主な対応
総括本部	校長 教頭	・被害状況の把握、避難の実施方法等の決定 ・避難経路の安全性を確認後、避難指示 ・負傷者の救出、不明者の捜索等の指示 ・教育委員会、自治会連合会への連絡

児童対応班	各担任等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の安全確保，的確な指示 ・児童の負傷状況の把握，行方不明者の確認 ・本部への報告 ・人員確認 ・保護者への連絡
避難誘導救護班	養護教諭 事務職員 給食技術員	<ul style="list-style-type: none"> ・児童対応教員の支援，被害状況等の聞き取り ・本部との連絡，報告 ・救助を必要とする者の確認及び，応急手当 ・医療機関への連絡

◇関係機関への連絡体制



2 点検

- 校内安全点検（生徒指導部企画・点検） 1回/月
- 通学路，下校指導での安全確認 1回/学期

3 避難訓練

- 児童，職員対象
- 火災，地震・津波，風水害避難訓練
 - 不審者対応避難訓練
- 保護者，地域，職員対象
- メール配信による連絡訓練
 - 児童引渡し訓練

4 教職員研修等

- 避難訓練 災害対応確認，避難経路確認
- 危機管理マニュアル 事件，事案対応

Ⅲ 災害発生時の危機管理 『命を守る』 地震発生・津波警報

1 地震の発生・学校管理下

(1) 地震発生時

場 所	教職員の指示・指導◇教職員	児童の行動
普通教室	「机の下にもぐりなさい。」 「姿勢を低くして，机の脚をつかみなさい。」 ◇出入り口の確保，電源等確認	<ul style="list-style-type: none"> ・身の安全を机の下で守る。 ・部屋の中央により，姿勢を低くして，頭部や上半身を保護する。
特別教室 ○理科室 ○音楽室 ○図工室 ○家庭科室 ○パソコン室 ○図書室	「机の下にもぐりなさい。」 <ul style="list-style-type: none"> ・薬品から離れなさい。 ・棚や，窓から離れなさい。 ・ピアノから離れなさい。 ・本棚から離れなさい。 ◇転倒防止金具の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・アルコールランプ等の火を消す。 ・実験用具の棚から離れる。 ・食器棚から離れる。 ・パソコンのディスプレイの落下に注意する。
体育館	「体育器具や窓から離れなさい。」 「頭を守り姿勢を低くしなさい。」 ◇出入り口の確保	安全な場所に集まる。 照明等の下，ステージ付近は避けて集まる。
校庭，遊具	「校舎やフェンスや遊具などから離れて，姿勢を低くしなさい。」	できるだけ広い所に集まり，姿勢を低くする。
廊下・階段	「しゃがんで，頭を守りなさい。」	近くの教室に入り，机の下にもぐる。

水泳指導中	「プールの端に移動し、ふちをつかみなさい。」	すぐに水から、出したり、移動させたりしない。
校外活動中	・状況把握と的確な指示 倒壊物、落下物への注意、指示 乗り物乗車中は乗務員の指示に、施設利用時は係員の指示に従う。	姿勢を低くし、頭部及び上半身を保護する。 パニックを起こさぬよう、声かけをし、安心させる。

*教職員の配慮事項

- ①的確な指示 ②人数確認 ③負傷者への応急処置 ④安心させる声かけ
⑤余震、二次災害への対応

(2) 揺れがおさまったら

揺れが収まったら、津波を想定して、できるだけ高い場所にすぐに避難する。海岸部では、速くて3分ほどで第1波がやってくる。南海大地震では、3時間後に福山にやってくる。

場 所	対 応
○学校施設内 標高3.2m	・教職員の指示により、校庭の集合場所へ避難する。 ・落下物とガラス破片に注意しながら、避難する。
○登下校中	・現在地から、一番近い高台へ走って避難する。 緊急避難場所になっている高台の確認。保護者と児童が共通認識を持つ。 ・自転車等は、道の傍らに置いて、走って逃げる。

2 地震発生・学校管理外

(1) 地震発生時

場 所	行 動	児童の行動
家にいる時	「テーブルや机の下にもぐりなさい。」 「姿勢を低くし、机の脚をつかみなさい。」 ・棚などから、はなれよう。 ・寝ている時には枕などで頭を守ろう。 揺れがおさまって ・火の始末をする。 ・逃げ道を作る。 ・コンセントからコードを抜く。 ・安全ブレーカーを切る。	・身の安全を、机の下等で守る。 ・部屋の中央により、姿勢を低くして、頭部や上半身を保護する。
外出時	・隠れられる物の下にもぐる。 ・落ちてくる物がない場所に動く。 ・広い場所に移動する。 ・車道に飛び出さない。	・できるだけ早く危険なものから離れる。 ・上からものが落ちてこない広い場所へ逃げる。

※ 家族会議で確認することを推奨 わたしたちの防災教室」(福山市)

- ① 避難場所の確認
② 自宅の危険度の確認
③ 家族の避難の手伝い
④ 防災カードや、防災マップに避難場所を記入
⑤ 非常持ち出し品の確認

(2) 揺れがおさまったら

場 所	行 動
家にいる時	道路や建物の損壊状況に注意しながら、すぐに高台へ避難する。 (持ち出し袋、避難場所の確認を日頃からおこなう。)

外出時	道路や建物の損化状況に注意しながら，すぐに高台へ避難する。 特に海岸や港，浜で遊んでいたらすぐに海岸線から離れる。
-----	--

*大きな地震の後は，とにかく高台へ自分で逃げる。

*自分からまわりの友達や大人と声を掛けながら，逃げる。

(3) 緊急地震速報に対応する訓練

緊急地震速報の音源を利用し，直後にやってくる大きな揺れに対して「落ちてこない，倒れてこない，移動してこない」場所に身を寄せる訓練を併せて行う。

(4) 保護者への引渡し

震度5以上では学校待機 児童は教室で待機

震度4では，授業実施後，集団下校

3 津波被害を想定した避難

素早い情報収集

SNS，テレビ，ラジオ等

臨機応変の判断と避難

想定を超える規模，正常化の偏見（根拠なく過小評価し安心する傾向があること）

地域と連携した避難

二次対応は，災害の被害状況（道路の破損，液状化，土砂崩れ等）を考慮し，地域と共に避難する。

(1) 学校管理下での二次対応

「校庭への移動」

① 校舎内（トイレ，教室，体育館）に児童が残っていないか確認

② 持ち出し袋を持ち集合場所に移動する。

※持ち出し袋（救急セット，三角巾，衛生水，ジャンパー，引き渡し名簿，出席簿，緊急通報システム・トランシーバー）

③ 校庭で児童の人数を確認

④ 気持ちを落ち着かせる声かけ

⑤ 負傷者の確認と応急手当

⑥ 神村小学校は，標高32mあるため，グラウンドで待機

(2) 学校管理外

安否確認

メール配信システムで行う。

状況により次の確認を行う。

- | |
|------------------------------------|
| ① 児童及び家族の安否，けがの有無 |
| ② 被災状況 ・児童の様子
・困っていることや不足している物資 |
| ③ 居場所（避難先） |
| ④ 今後の連絡先，連絡方法 |

職員の参集体制と安否確認

参集体制	配備体制	体制	児童安否確認
【地震】 市内で震度4を観測 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表 【津波】 気象庁が，「広島県」に「津波注意報」を発表	注意体制	校長 教頭	×
【地震】 市内で震度5弱又は震度5強を観測	警戒体制	全職員	○

市内で震度4を観測し、かつ相当規模の被害が発生 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表 【津波】 気象庁が、「広島県」に「津波警報」を発表			
【地震】 市内で震度6弱以上を観測 市内で震度5強を観測し、かつ甚大な被害が発生したと予測 県内で震度5弱を観測し、かつ甚大な被害が発生 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表震度6弱以上 【津波】 気象庁が「広島県」に「大津波警報」を発表 気象庁が、「広島県」に「津波警報」を発表し、かつ、甚大な被害が発生したと予想	非常体制	全職員	○

4 引き渡しと待機

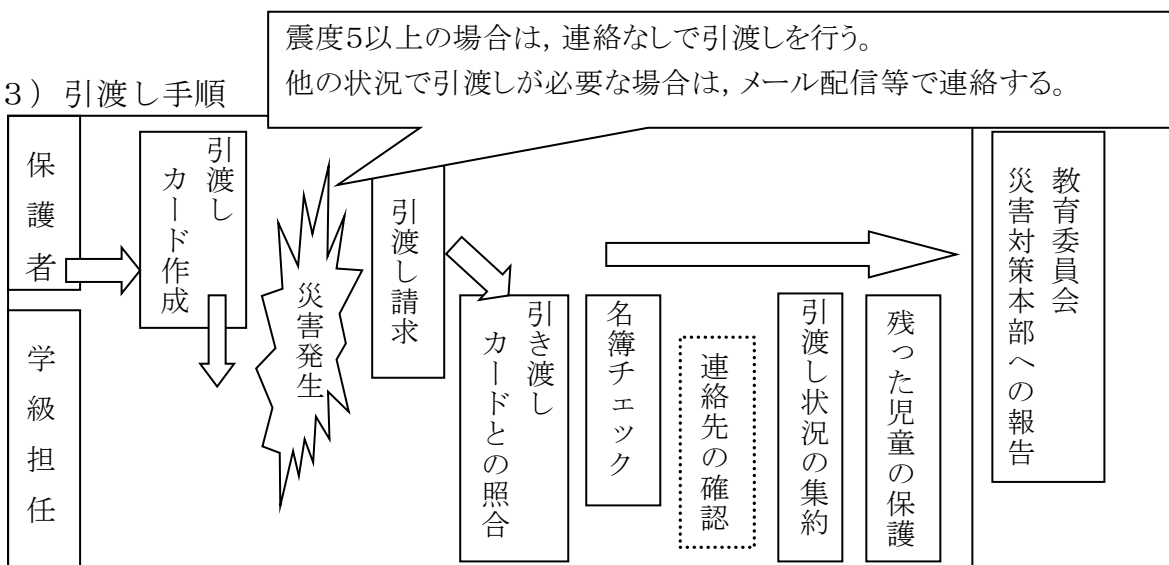
(1) 引き渡しの判断

震度5（弱）以上	学校から連絡しない。保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。時間がかかっても、保護者が引き取りに来るまで、学校で保護しておく。
震度4	原則、授業実施後集団下校させる。

(2) 学校待機での配慮

- 待機が長時間に及ぶことが考えられるので、
 - ・ 不安を取り除く。
 - ・ 地域の方々と連携して、安全確保を行う。

(3) 引渡し手順



IV 事後の危機管理

『立て直す』

1 避難所協力

避難所の運営	留意事項
防災担当職員の参集 学校災害対策本部の設置 避難所支援班の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会連合会長，公民館長との協力体制の確立 ・ 本部（家庭科室）体育館（避難所）に設置 ・ 支援班（職員）の役割分担

避難所運営組織作りへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・運営本部長（連合会長）との連携 ・班編成（自治会主導）への支援 ・避難所生活の基本ルールについての支援
施設等開放区域の明示	<ul style="list-style-type: none"> ・校長室，職員室，保健室，理科室は開放しない。 ・優先順位（体育館，教室） ・緊急車両等の駐車スペース確保，北門の常時開放
避難者名簿づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・入所時に記入 ・名簿作成，更新等の支援
避難者の誘導	担当者による誘導（自治会本部）
救援物資の調達配給	<ul style="list-style-type: none"> ・配給係，調達係の設置（自治会） ・福山市対策本部への要請（食料，医療品他） ・配給経路，運搬車の把握
衛生環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集場所の管理，仮設トイレの設置 ・調理場所（家庭科室）の衛生管理
仮設テントの設置	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両の進入経路と重複しない所
ボランティアの受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・専門ボランティアのコーディネーターに依頼 ・活動拠点（家庭科室）の設置 ・災害ボランティアセンター（市）との連携
炊き出しへの協力	<ul style="list-style-type: none"> ・使用可能な調理器具の貸し出し ・献立，衛生管理の支援
情報連絡活動	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急電話の設置依頼 ・メディア，掲示版による情報収集と掲示
自主防災組織への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の運営が避難住民の自治組織に移行した場合は，教職員は側面からの支援を行う。

V 関連事項

1 台風に伴う警報（暴風警報，暴風波浪警報，大雨洪水警報）が発令された時の措置

- ・福山市教委と小中校長会長による協議内容（措置）は，校長メールで連絡がある。
- ・校長会長の指示のもと，校区中学校長を中心として，中学校区ごとに確認を行い対応する。必要に応じて，保護者連絡する。
- ・休業に伴う学校給食中止の対応については，2017年（平成29年）6月20日付け通知に従う。

2 その他の気象警報が発令された時の措置

- ・学区の状況，児童の実態により，中学校区で連携しながら対応について判断し，必要な措置をとる。
- ・休校と判断した場合は，校区中学校長が市教委へ連絡する。

3 地震発生時の措置

- ・震度5弱か5強（警戒体制），震度6以上（非常体制）の地震が発生した場合
 - 始業前・・・臨時休校
 - 授業中・・・授業中止，集団下校（学校待機），翌日は臨時休校
 - 放課後・・・翌日臨時休校
- ・震度5未満（注意体制）

2012年（平成24年）8月改定

2019年（令和元年）8月改定